

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動の概要の公表について

愛知県では「愛知県人権尊重の社会づくり条例」第 10 条に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」といいます。）に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動でヘイトスピーチであるものが行われたと認めるときは、当該ヘイトスピーチの概要を公表することとしています。それに伴い、愛知県内においてヘイトスピーチのおそれのある表現活動が行われた場合、その旨を申出していただくことが可能となりました。

申出していただいた案件につきましては、愛知県人権施策推進審議会において調査・審議し、公表が適当であると判断された場合は、県人権推進課 Web ページで公表いたします。

## <申出方法>

- (1) 申出者  
表現行為の対象とされた者に限定せず、県民であるかも問わない。
- (2) 対象となる表現活動  
愛知県内で行われたヘイトスピーチのおそれがある表現活動。
- (3) 申出内容  
当該表現活動の「時期（いつ）」、「場所（どこで）」、「内容（どのような表現行為か）」、「これらの事実を証する物」の4点。
- (4) 申出方法  
裏面様式 1 により、県人権推進課あてに申出を行う。なお、申出は、基本的にはメールにて受付けるが、持参・郵送・FAX でも可とする。（県人権推進課 Web ページに様式を掲載）
- (5) 申出者への対応  
この申出は、公表の対象となり得る事案を把握するためのものであり、法律的に申出者に権利を設定したり、知事に応答義務を課したりするものではありません。

## <申出に係る留意事項>

- (1) 申出から公表までの経過は非公開となります。
- (2) 申出に添付する証拠は、音声による内容の確認及び場所の特定（県内であるかどうか）を判断するため、原則動画でお願いします。  
※申出の証拠が音声のみの場合、証拠不十分となる可能性があります。
- (3) 審議の結果、申出のあった表現活動の概要を公表することになった場合でも、県から申出者に連絡しません。
- (4) この申出の対象となる表現活動は、施行日である 2022 年 10 月 1 日以降に行われたものになります。

## <申出に係る留意事項>

- ・メール：jinken@pref.aichi.lg.jp
- ・郵送先：〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目2-1 県民文化局人権推進課
- ・FAX：052-973-3582

## 【参考】

愛知県人権推進課 Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/gaiyou-kouhyou.html>



年 月 日

愛知県知事 殿

愛知県人権尊重の社会づくり条例第11条に規定する本邦外出身者に対する  
不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出

以下のとおり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われたおそれがありますので、申出をします。

**1 表現活動が行われた時期**

※公表は年月日までとしますが、できるだけ詳しく記載してください。

**2 表現活動が行われた場所**

※公表は市区町村までとしますが、できるだけ詳しく記載してください。

**3 表現活動の内容（どのような表現行為か）**

※公表は表現行為の内容までとしますが、活動の行われた状況も含め、できるだけ詳しく記載してください。

**4 これらの事実を証するもの**

※表現活動の動画等がインターネット上で公開されている場合はURLを記載してください。表現行為を撮影したデータ等がある場合は、別ファイルでお送りください。

**◎申出者の連絡先**

※表現活動の内容等を確認するために、御連絡をする場合がありますので、差し障りのない範囲で御記入ください。なお、申出者の情報は公開しません。

氏 名：

メールアドレス：

電話番号：